

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月29日

【発行者名】 コモンズ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊井 哲朗

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町2丁目4番5号 平河町Kビル

【事務連絡者氏名】 田中 司

【電話番号】 03-3221-9230

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの
名称】 ザ・2020ビジョン

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】 当初申込期間（平成25年12月16日から平成25年12月26日
まで） 500億円を上限とします。
継続申込期間（平成25年12月27日から平成27年3月17日
まで） 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ザ・2020ビジョン(ザ・トゥエンティ・トゥエンティ・ビジョン。以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

(当初元本は1口=1円)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

*当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：3,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額*とします。

なお、午後3時までに、ご購入申込みが行われかつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社(以下「指定販売会社」といいます。)のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：2020ビジョン）他、指定販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社 〔ホームページ〕 http://www.common30.jp/ コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 (受付時間：9：00～17：00 土日祝日、年末年始を除く)
--

(5) 【申込手数料】

委託会社

ありません。

指定販売会社

別途、指定販売会社が定める購入申込手数料を申し受けることがあります。

(6) 【申込単位】

委託会社

別途、委託会社が定める申込単位とします。

指定販売会社

別途、指定販売会社が定める申込単位とします。

ただし、収益分配金等を再投資する場合には、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成25年12月16日から平成25年12月26日まで

(当初申込期間においては、委託会社のみ受け付けます。)

継続申込期間：平成25年12月27日から平成27年3月17日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権は、委託会社 および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。

委託会社

コモンズ投信株式会社

コールセンター

〔電話番号〕 03-3221-8730

(受付時間：9：00～17：00 土日祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.common30.jp/>

コモンズ投信株式会社は、当ファンドの運用を行なう「委託会社」として、自らが発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しております。

(9) 【払込期日】

当初申込期間における申込み

お申込代金は、当初申込期間(平成25年12月16日から平成25年12月26日まで)に、委託会社の指定する銀行口座へお振込みください。当初申込期間に係る発行価額の総額は、当初設定日(平成25年12月27日)に当初信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間における申込み

1. 委託会社

お申込代金は、継続申込期間(平成25年12月27日から平成27年3月17日まで)における毎営業日に、委託会社の指定する銀行口座へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

2. 指定販売会社

お申込代金は、継続申込期間(平成25年12月27日から平成27年3月17日まで)における毎営業日に、お申込みの指定販売会社へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受付けた委託会社および指定販売会社でお取扱します。

前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの分配

金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、お客さま（受益者）の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の成長を図ることを目的とします。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。なお、委託会社（投信会社）は、受託会社（信託銀行）と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは「ザ・2020ビジョン マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

お客さま（受益者）が購入されるのはベビーファンドとなります。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。



- * 当ファンドは、マザーファンドのほか、株式等に直接投資する場合があります。
- * マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。
- * 分配金は、税引き後、再投資されます。

商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル (日本含む)	
一般			
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
	その他		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

その他資産（投資信託証券(株式 一般)）：組入れている資産を記載するものとする。

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

特色

<ファンドの基本方針>

1. わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含む）されている株式を主要な投資対象とし、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。＊「ザ・2020ビジョン マザーファンド」を通じて投資を行います。
2. 個別企業分析により、“**変化し始めた企業**”、“**変化にチャレンジする企業**”を中心に株価が割安と判断した水準で投資を行います。
3. ポートフォリオ・マネジャーによる「**ボトム・アップ・アプローチ**」を重視した運用を行います。
4. ポートフォリオ構築にあたっては、**50銘柄**程度へ厳選投資を図ります。
5. 株式への投資は、信託財産の**50%超**（100%～30%の範囲内）を基本とし、積極的に組み入れ比率を上げて収益を狙うタイミングと、**現金比率**を上げてリスクを回避するタイミングをコントロールすることを目指します。
6. ベンチマークはありません。
7. 純資産総額の増大に応じて、運用管理費用を逡減させ、お客さまの費用負担を少なくします。
8. 純資産総額に応じて、当社が受け取る信託報酬の一部をパラリンピック関連に寄付します。
＊純資産総額の平残が20億円以上で信託報酬の1%程度、200億円以上で同1.5%程度、2000億円以上で同2.0%程度寄付します。

ファンドのポイント

「ザ・2020ビジョン」は5～10年の中期的な視点で[変化]を捉えます

“変化し始めた企業”、“変化にチャレンジする企業”を中心に

株価が割安と判断した水準で投資をします。

「ザ・2020ビジョン」は、50銘柄程度に厳選投資を行います

当ファンドは50銘柄程度に厳選投資を行います。大型株から小型株までを

投資対象とします。一方で、50銘柄程度あれば分散効果も十分得られると考えています。

「ザ・2020ビジョン」は、現金比率もコントロールします

リスクを抑える観点から、現金比率もコントロールすることを目指します。

市場の下落リスクが高いと判断した時には、

現金比率を大幅に引き上げることで価格下落に備えます。

具体的な投資対象選定のポイントは、以下となります。

定量評価	<ul style="list-style-type: none">・ 株価の割安度（P E R、P B R、配当など）・ 収益力の変化と持続性など（R O Eなど）
定性評価	<ul style="list-style-type: none">・ マネジメントの変化（経営方針、経営者の交代など）・ 外部環境の大きな変化（業界再編、競争力など）・ 投資テーマ（時代の潮流、生活者の視点、わくわく感や共感など）など

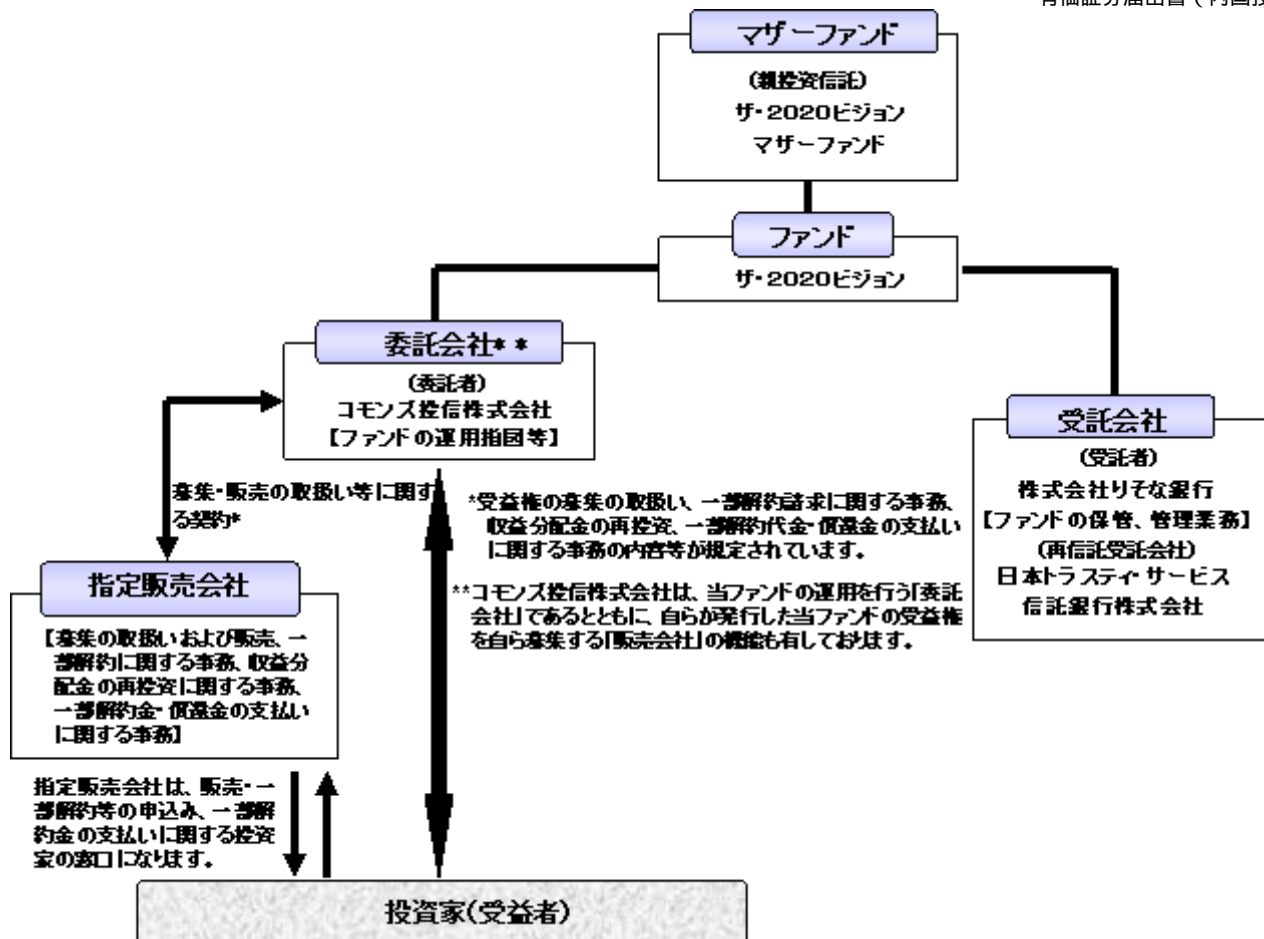
（2）【ファンドの沿革】

平成25年12月16日 ファンドの募集開始

平成25年12月27日 ファンドの信託契約締結、当初設定・運用開始（予定）

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ザ・2020ビジョンが関係法人と締結している契約等の概要

a. 委託会社（コモンズ投信株式会社）

信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務ならびに受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への交付等の業務を行ないます。

b. 委託会社と受託会社との契約（信託契約）

当ファンドの運用に関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

c. 委託会社と指定販売会社との契約（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取次ぎおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

委託会社の概況

a. 資本金 4億2,555万3,750円(平成25年10月末日現在)

b. 会社の沿革

平成19年11月6日 株式会社コモンズとして設立

平成20年8月29日 コモンズ投信株式会社に商号変更

平成20年10月15日 金融商品取引業者登録 関東財務局長(金商)第2061号

c. 大株主の状況(平成25年10月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	比率
吉野 永之助	東京都多摩市	10,310株	22.9%
株式会社ベネッセ ホールディングス	岡山県岡山市北区南方3-7-17	4,400株	9.8%
渋澤 健*	東京都渋谷区	4,140株	9.2%

* 渋澤健が保有する株式4,140株のうち、3,135株は金融商品取引法第29条に定める特別の関係にある者であるシブサワ・アンド・カンパニー株式会社が保有しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- ・ 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、国内の金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ・ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは、設定しません。
- ・ 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の100%～30%の範囲内で機動的に変更できるものとします。

「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

- ・ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

<マザーファンドの運用方針>

- ・ 主として、国内の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場されている株式の中から、既述したような投資対象選定の基準に照らして優良と判断した企業に投資します。
- ・ 個別企業分析により、“変化しはじめた企業”、“変化にチャレンジする企業”を中心に株価が割安と判断した水準で投資を行います。
- ・ ポートフォリオ・マネジャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
- ・ ポートフォリオ構築にあたっては、50銘柄程度へ厳選投資を図ります。
- ・ 株式への投資は、投資信託財産の50%超（100%～30%の範囲内）を基本とし、積極的に組み入れ比率を上げて収益を狙うタイミングと、現金比率を上げてリスクを回避するタイミングをコントロールすることをめざします。
- ・ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

（２）【投資対象】

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。

詳しい投資対象は以下の通りです。（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権のうち、投資信託法施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券は以下の通りです。（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「ザ・2020ビジョン マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社に係る優先出資証券および新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品は以下の通りです。（約款第16条第2項）

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1．から6．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象は以下の通りです。

- 1．先物取引等（約款第21条）
- 2．スワップ取引（約款第22条）
- 3．金利先渡取引等（約款第23条）

（３）【運用体制】

< 取締役会 >

- ・投資委員会の組織運営について必要に応じて方針を示す。
- ・投資委員会、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会から、適宜、報告を受ける。

< 投資委員会 >

- ・運用部長、マネージメント、運用部メンバー、コンプライアンス部長、トレーディング担当等を加えた投資委員会を、原則月一回開催します。
- ・運用部から提出される「運用計画書」等を取締役会に報告する。
- ・運用実績や運用リスク、コンプライアンスの観点からの検証を行います。

< 運用部 >

- ・運用部は、投資銘柄の決定など、「運用計画書」を策定し、投資委員会へ提出します。
- ・運用部は、ポートフォリオの実行の為、総務管理部（トレーディング課）に運用の指図を行います。
- ・運用部は、運用に必要なマクロ・ミクロの調査・分析などを行います。

< 総務管理部 >

- ・総務管理部（トレーディング課）は、運用部からの指図に基づき、最良執行の観点から売買の執行を行います。

< 計理部 >

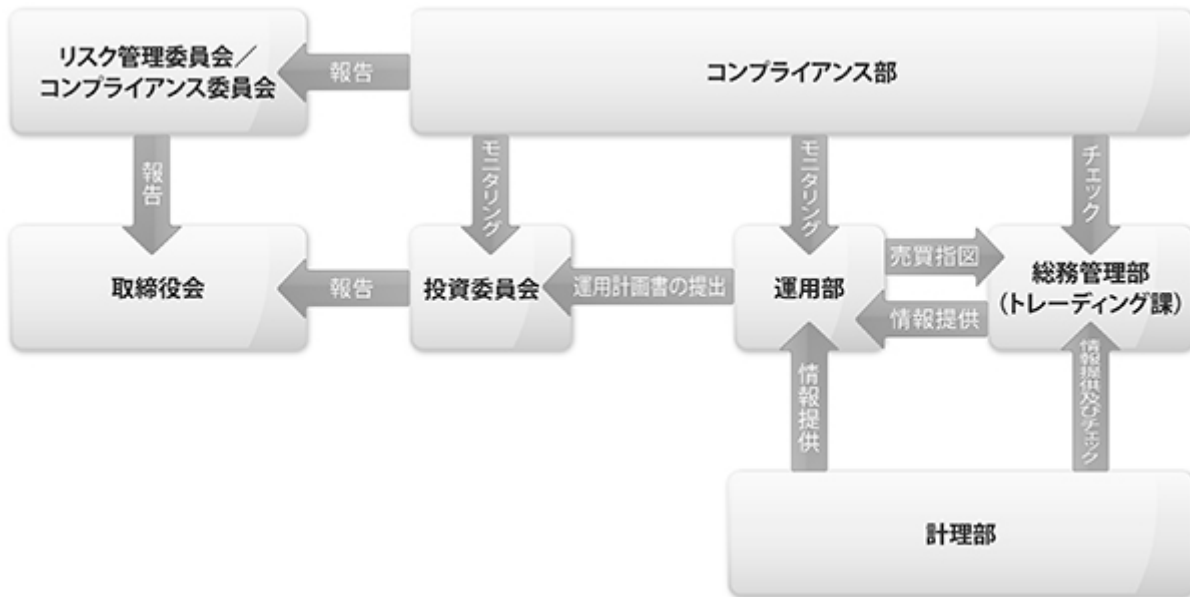
- ・計理部は、日々の純資産価額及び基準価額の算出を行い、その内容を運用部・総務管理部（トレーディング課）に報告します。
- ・計理部は総務管理部（トレーディング課）の売買内容について、執行が適切に行われたかどうかを確認します。

< コンプライアンス部 >

- ・コンプライアンス部は、検査マニュアルなどに記載の運用の適切性に関する留意事項に照らして、日常的にコンプライアンスチェックを行います。
- ・コンプライアンス部長は、投資委員会に出席し、審議内容などをモニタリングする。
- ・コンプライアンス部は、運用全般についてコンプライアンス面での遵守状況をモニタリングし、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に報告します。

運用の体制・組織

投資運用の意思決定プロセス



上記運用体制における組織名称等は、平成25年11月1日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

（運用業務・責任内容）

取締役会

- ・ 弊社の運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
- ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
- ・ 投資委員会の活動の監督

投資委員会

- ・ 運用部から提出された「運用計画書」を取締役会へ報告
- ・ 運用プロセスのモニタリング及びコンプライアンスチェック
- ・ 発注先及び業務委託先等の承認

運用部

- ・ 「運用計画書」を投資委員会へ提出
- ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロなどの調査
- ・ 投資銘柄決定などのポートフォリオ運用実行の指示
- ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任を負い、その結果を投資委員会や必要に応じて投資家に報告すること
- ・ 発注先及び業務委託先等を決定し、投資委員会に報告

総務管理部（トレーディング課）

- ・ 運用部の指示に基づき売買を執行すること

計理部

- ・ 総務管理部（トレーディング課）が適切に取引を執行できたか、確認すること
- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の計算等を行い、その内容を必要に応じて運用部等に報告すること
- ・ ガイドラインの遵守をモニターし、その結果を投資委員会に報告すること

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- * 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま(受益者)の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

(5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 投資制限)
2. 投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 投資制限)
3. 外貨建資産への投資は行いません。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 投資制限)
4. 先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
5. スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
6. 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います

信託約款のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲
約款第19条に定める範囲の株式等に投資を行います。
2. 信用取引の運用指図
信用取引の運用指図を行う際には、約款第20条の定めに従うこととします。
3. 先物取引等の運用指図・目的・範囲
約款第21条の定めに従うこととします。
4. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
約款第22条の定めに従うこととします。
5. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
約款第23条の定めに従うこととします。
6. 有価証券の貸付の指図及び範囲

約款第24条の定めに従うこととします。

7. 有価証券の空売りの指図

空売りの指図を行う際には、約款第25条の定めに従うこととします。

8. 有価証券の借入れの指図

有価証券の借入れの指図を行う際には、約款第26条の定めに従うこととします。

9. 資金の借入れの指図

資金の借入れの指図を行う際には、約款第32条の定めに従うこととします。

法令に定められた投資制限

1) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを受託会社に指図しないものとします。

2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま（受益者）の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま（受益者）に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま（受益者）には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

[価格変動リスク]

当ファンドは、実質的に国内の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。

[流動性リスク]

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、又は取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合又はそれが予想される場合若しくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、又は利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[ファンド資産の流出によるリスク]

一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

当ファンドは50銘柄程度に厳選投資を行うため、他のファンドにくらべ1銘柄が全体におよぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。

お客さま（受益者）は、原則として1日あたり5億円を越える換金（解約）のご請求はできません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なります。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。

収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連委員会・関連部門

パフォーマンスの考査

投資委員会は、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績及び運用リスクの調査・分析等を行ないます。

運用部から独立した総務管理部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資委員会に報告します。投資委員会は、総務管理部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用部にフィードバックします。

運用リスクの管理

総務管理部は、投資信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。必要と認められる場合、総務管理部は、運用部に対して是正勧告を行ないます。

総務管理部は、投資信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜投資委員会に報告します。投資委員会は、運用リスクの調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。

<投資委員会>

運用計画書及び運用方針を定期的に審議し、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

<リスクマネジメント委員会>

当委員会では、ファンドが当初想定している以上のリスクをとっていないか、定期的にモニタリングします。

<総務管理部>

ファンドのパフォーマンス状況のモニタリングに加え、投資信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。

<コンプライアンス部>

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用に係る法令及び諸規則の遵守状況並びに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。

<内部監査ユニット>

内部監査ユニットは、内部監査の立案およびその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性並びに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等を代表取締役及び取締役会に行ないます。

投資リスクに関する管理体制等は、平成25年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

委託会社に購入申込みをされる場合はありません。指定販売会社に購入申込みをされる場合は、指定販売会社が別に定める購入申込手数料（消費税等を含む。）を申し受ける場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額		信託報酬総額	委託会社	販売会社	受託会社
300億円迄	年率	1.2075%	0.5775%	0.5775%	0.0525%
	税抜き年率	1.1500%	0.5500%	0.5500%	0.0500%
300億円を 超える部分	年率	1.1025%	0.5250%	0.5250%	0.0525%
	税抜き年率	1.0500%	0.5000%	0.5000%	0.0500%
500億円を 超える部分	年率	0.9870%	0.4725%	0.4725%	0.0420%
	税抜き年率	0.9400%	0.4500%	0.4500%	0.0400%
1,000億円 を超える部 分	年率	0.8820%	0.4200%	0.4200%	0.0420%
	税抜き年率	0.8400%	0.4000%	0.4000%	0.0400%
3,000億円 を超える部 分	年率	0.7665%	0.3675%	0.3675%	0.0315%
	税抜き年率	0.7300%	0.3500%	0.3500%	0.0300%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）及び毎計算期間末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

税額は、平成25年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替金の利息

その他下記の諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用

2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) ファンドの受益者に対してする公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記 その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.105%（税抜0.100%）を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金に対する課税

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の軽減税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

解約代金及び償還金に対する課税

平成25年12月31日までの間は、解約代金及び償還金から取得費用（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得とみなされ10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の軽減税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、お客さま（受益者）がお申込みされた委託会社又は指定販売会社にお問い合わせください。軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

解約時及び償還時の損失（譲渡損失）については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、指定販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、指定販売会社にお問い合わせください。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」（特別分配金）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合には委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、指定販売会社にお問合せください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、上記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

（注）上記は平成25年10月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

当ファンドは、平成25年12月27日に運用を開始する予定であり、本有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間	<p>当初申込期間・・・平成25年12月16日から平成25年12月26日 最終日の受付は、平成25年12月26日の15時までとなります。 （当初申込期間においては、委託会社のみ受け付けます。）</p> <p>継続申込期間・・・平成25年12月27日から平成27年3月17日 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>
申込取扱場所	<p>当ファンドの受益権は、委託会社および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。</p> <p><u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 （受付時間：9：00～17：00 土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.common30.jp/</p>
申込単位	<p>1．委託会社の場合 ・委託会社が、別途定める購入単位とします。</p> <p>2．指定販売会社の場合 ・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。 金額指定のみとします。 ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。</p>
申込価額	<p>当初申込期間・・・1口1円とします。 継続申込期間・・・取得申込受付日の基準価額とします。 当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。（日本経済新聞においては、掲載名：2020ビジョン）</p>
申込方法	<p>1．委託会社の場合 ・「振込」購入・・・ 原則として、1万円以上1円単位で委託会社の指定する銀行口座にお振込みのうえ、当社ネットサービス（MYコモンズ）または、電話連絡による購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客さま（受益者）のご負担となります。</p> <p>・「つみたてプラン」購入・・・ お客さま（受益者）からお届けいただいた金融機関の口座から、3,000円以上1円単位でお客さま（受益者）にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客さま（受益者）のご負担は、ありません。</p> <p>2．指定販売会社の場合 ・指定販売会社の定める方法によります。</p>

申込手数料	<p>1. 委託会社の場合 購入申込手数料は、ありません。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。</p>
申込受付時間	<p>1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までにお客さま（受益者）にお振込みいただいたお申込代金が、委託会社の指定する銀行口座に着金し、当社ネットサービス（MYコモンズ）又は、電話連絡にてご注文が確認できたものを当日の申込みとします。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までには受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</p>
申込の受付中止 および取消	<p>金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受付けを取り消す場合があります。</p>
クーリング・ オフ非適用	<p>当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。</p>
振替機関等の 口座の提示等	<p>当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、委託会社または指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。</p>

2【換金（解約）手続等】

換金方法	<p>1. 委託会社の場合 「解約請求」による換金となります。「買取請求」のお取扱いはございません。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法となります。</p>
換金単位	<p>1. 委託会社の場合 1円以上とします（原則として、金額指定および全額指定のみで受付けいたします。）。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める換金単位とします。</p>
解約価額	解約請求受付日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
換金請求受付時間	<p>1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた換金請求を当日の解約請求とします。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</p>
受渡方法	<p>1. 委託会社の場合 解約支払金は、解約請求受付日から起算して5営業日目にご指定いただきました「振込先指定口座の振込先」へご入金いたします。</p> <p>2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。</p> <p>受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとします。振替機関は、社振法の規定にしたいがい、当該口座数の減少の記載を行います。</p>
大口換金の制限	お客さま（受益者）は、原則として、1日あたり5億円を超える換金（解約）請求はできません。
換金の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受付けを取り消す場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

<有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：2020ビジョン）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03 - 3221 - 8730 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.common30.jp/
-----	---

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年12月27日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了

イ．委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

この信託契約を解約することがお客さま（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

- a．委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- b．前記aの書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- c．前記aの書面決議は、議決権を行行使することができるお客さま（受益者）の半数以上であって、当該お客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d．前記aからcまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記aからcまでの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客さま（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ハ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の口の書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。

ニ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

イ．委託会社は、お客さま（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、または、この信託と他の信託と

の併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとし、

ロ．委託会社は、前項の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

ハ．前項の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。

ニ．上記ロの書面決議は、議決権を行行使することができるお客さま（受益者）の半数以上であって、当該お客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。

ホ．上記ハ及びニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま（受益者）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

反対者の買取請求権

上記、に従い、信託の終了または信託契約の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、知れているお客さま（受益者）に対して交付します。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当ファンドを償還させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.common30.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月（または3ヶ月）前までに、委託会社及び販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- イ．お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。
- ロ．収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ニ．お客さま（受益者）が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

- イ．お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ．償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等にてお支払いします。
- ハ．お客さま（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

- イ. お客さま(受益者)は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金(解約)をご請求になる権利を有します。
- ロ. 解約支払金は、お客さま(受益者)の換金(解約)の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客さま(受益者)にお支払いします。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成する予定です。

当ファンドは、平成25年12月27日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

当ファンドの会計監査は、優成監査法人が行う予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【付属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、振替法が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成25年10月末日現在）

資本金 4億2,555万3,750円

発行可能株式総数 90,000株

発行済株式総数 44,927株

最近5年間における資本金の額の増減

平成19年11月	資本金90万円で会社設立
平成20年3月	資本金8,180万円の増資
平成20年8月	資本金3億4,180万円の増資
平成20年9月	資本金3億6,180万円の増資
平成22年2月	資本金4億9,066万8,750円の増資
平成22年9月	資本金3億976万8,750円の減資
平成22年12月	資本金3億2,518万1,250円の増資
平成24年5月	資本金4億2,555万3,750円の増資

(2)委託会社の機構（平成25年10月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

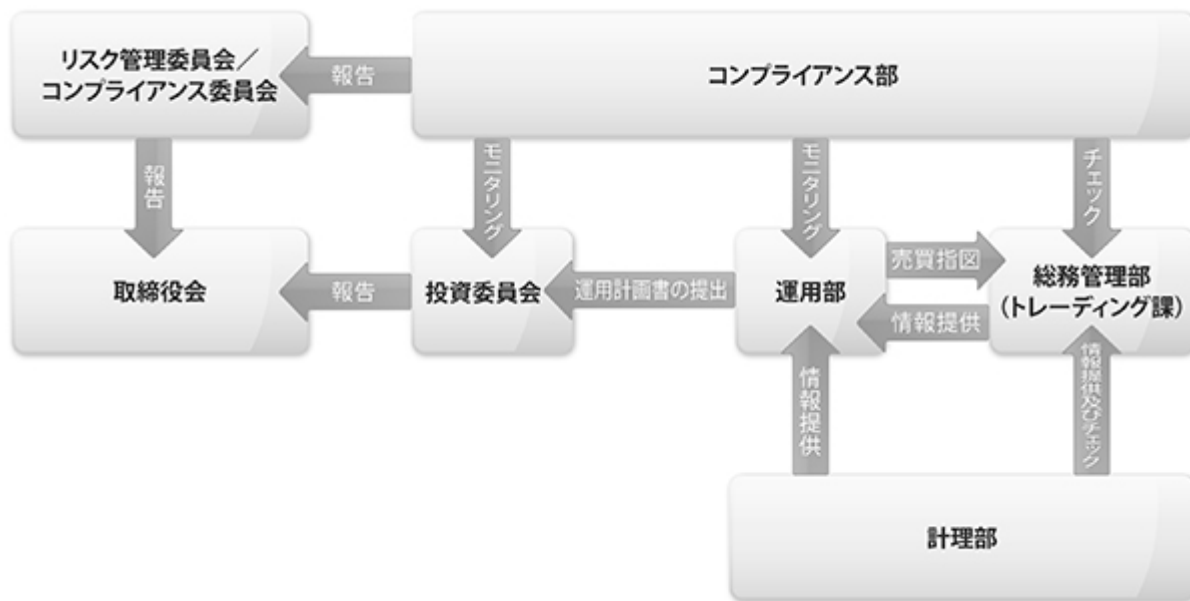
取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

運用体制

運用の体制・組織

投資運用の意思決定プロセス



上記運用体制における組織名称等は、平成25年11月1日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(運用業務・責任内容)

取締役会

- ・ 弊社の運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
- ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
- ・ 投資委員会の活動の監督

投資委員会

- ・ 運用部から提出された「運用計画書」を取締役会へ報告
- ・ 運用プロセスのモニタリング及びコンプライアンスチェック
- ・ 発注先及び業務委託先等の承認

運用部

- ・ 「運用計画書」を投資委員会へ提出
- ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロなどの調査
- ・ 投資銘柄決定などのポートフォリオ運用実行の指示
- ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任を負い、その結果を投資委員会や必要に応じて投資家に報告すること
- ・ 発注先及び業務委託先等を決定し、投資委員会に報告

総務管理部（トレーディング課）

- ・ 運用部の指示に基づき売買を執行すること

計理部

- ・ 総務管理部（トレーディング課）が適切に取引を執行できたか、確認すること

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の計算等を行い、その内容を必要に応じて運用部等に報告すること
- ・ ガイドラインの遵守をモニターし、その結果を投資委員会に報告すること

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。平成25年10月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	4	8,720

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所ものは、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (平成24年3月31日現在)		当事業年度末 (平成25年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
.流動資産					
現金及び預金		53,410		100,038	
直販顧客分別金信託		30,024		69,431	
前払費用		1,303		2,019	
前払金		-		37	
未収委託者報酬		4,674		7,504	
未収入金		-		2	
未収消費税等	*1	920		958	
流動資産計		90,333	88.5	179,992	93.9
.固定資産					
(1)無形固定資産					
ソフトウェア		832		1,143	
無形固定資産合計		832	0.8	1,143	0.6
(2)投資その他の資産					
差入保証金		10,865		10,618	
投資その他の資産合 計		10,865	10.6	10,618	5.5
固定資産計		11,698	11.5	11,762	6.1
.繰延資産					
創立費		24		-	
繰延資産計		24	0.0	-	-
資産合計		102,055	100.0	191,755	100.0

		前事業年度末 (平成24年3月31日現在)		当事業年度末 (平成25年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		
			構成比 (%)		構成比 (%)	
(負債の部)						
・流動負債						
預り金			1,566		5,003	
顧客からの預り金			160		13,786	
前受金			-		633	
未払費用			1,653		2,566	
未払金			4,524		5,600	
未払法人税等			971		1,393	
流動負債計			8,876	8.7	28,983	15.1
負債合計			8,876	8.7	28,983	15.1
(純資産の部)						
・株主資本						
資本金			325,181	318.6	425,553	221.9
資本剰余金						
資本準備金		325,181		425,553		
資本剰余金計			325,181	318.6	425,553	221.9
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		557,182		688,335		
利益剰余金計			557,182	546.0	688,335	359.0
株主資本計			93,179	91.3	162,771	84.9
純資産合計			93,179	91.3	162,771	84.9
負債・純資産合計			102,055	100.0	191,755	100.0

（ 2 ） 【 損益計算書 】

区分		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比(%)
.営業収益					
委託者報酬		19,235		27,500	
営業収益計			100.0	27,500	100.0
.営業費用					
広告宣伝費		2,121		7,997	
事務委託費		43,882		45,397	
その他		7,077		8,033	
営業費用計		53,081	276.0	61,428	223.4
.一般管理費					
給料		68,017		62,551	
役員報酬		27,270		23,180	
給料手当		40,747		39,371	
租税公課		1,444		2,109	
地代家賃		6,894		6,650	
支払報酬		6,578		6,067	
固定資産減価償却費		591		525	
その他		16,176		17,837	
一般管理費計		99,704	518.3	95,742	348.2
営業損失			694.3		471.5

区分		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
		金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	
.営業外収益						
受取利息			53		68	
受取手数料			483		217	
その他			26		14	
営業外収益計			563	2.9	301	1.1
.営業外費用						
株式交付費			-		822	
創立費償却			41		24	
その他			2		35	
営業外費用計			43	0.2	882	3.2
経常損失			133,030	691.6	130,252	473.6
.特別損失						
固定資産除却損	*1		-		610	
特別損失計			-	-	610	2.2
税引前当期純損失			133,030	691.6	130,862	475.9
法人税、住民税及び事業税			290	1.5	290	1.1
当期純損失			133,320	693.1	131,152	476.9

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成23年4月1日残高	325.181	325.181	325.181	△ 423.862	△ 423.862	226.500	226.500
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	△ 133.320	△ 133.320	△ 133.320	△ 133.320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 133.320	△ 133.320	△ 133.320	△ 133.320
平成24年3月31日残高	325.181	325.181	325.181	△ 557.182	△ 557.182	93.179	93.179

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成24年4月1日残高	325.181	325.181	325.181	△ 557.182	△ 557.182	93.179	93.179
新株の発行	100.372	100.372	100.372	-	-	200.745	200.745
当期純損失	-	-	-	△ 131.152	△ 131.152	△ 131.152	△ 131.152
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	100.372	100.372	100.372	△ 131.152	△ 131.152	69.592	69.592
平成25年3月31日残高	425.553	425.553	425.553	△ 688.335	△ 688.335	162.771	162.771

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2．繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

3．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

*1無形固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	除却損失（千円）
本社	事業用資産	ソフトウェア	610

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	90	-	-	90
B種類株式	10,090	-	-	10,090
C種類株式	25,825	-	-	25,825
合計	36,005	-	-	36,005

（変動事由の概要）

該当事項はありません。

注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利を有しない。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種・B種株主に先立って、配当を受け取る権利を有する。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	90	-	-	90
B種類株式	10,090	-	-	10,090
C種類株式	25,825	8,922	-	34,747
合計	36,005	8,922	-	44,927

（変動事由の概要）

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資による新株発行による増加 C種類株式8,922株

注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利を有しない。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種・B種株主に先立って、配当を受け取る権利を有する。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社におきまして、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定に置いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,410	53,410	-
(2) 直販顧客分別金信託	30,024	30,024	-
(3) 未収委託者報酬	4,674	4,674	-
(4) 差入保証金	10,865	10,301	563
資産計	98,975	98,411	563

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	100,038	100,038	-
(2) 直販顧客分別金信託	69,431	69,431	-
(3) 未収委託者報酬	7,504	7,504	-
(4) 差入保証金	10,618	11,004	385
資産計	187,593	187,978	385

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	1年超5年以内	10年超
(1) 現金及び預金	53,410	-	-	-
(2) 直販顧客分別金信託	30,024	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	4,674	-	-	-
(4) 差入保証金	-	-	-	8,028
合計	88,109	-	-	8,028

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	1年超5年以内	10年超
(1) 現金及び預金	100,038	-	-	-
(2) 直販顧客分別金信託	69,431	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	7,504	-	-	-
(4) 差入保証金	-	-	-	8,028
合計	176,974	-	-	8,028

4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度末（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払事業税	259千円	419千円
繰越欠損金	188,164千円	238,673千円
減価償却超過額	10,094千円	5,612千円
繰延税金資産小計	198,519千円	244,705千円
評価性引当額	198,519千円	244,705千円
繰延税金資産合計	-	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

（資産除去債務等関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

報告セグメントの概要

当社の事業は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成25年3月末日現在

(2)指定販売会社

該当事項はありません。

当ファンドの委託会社であるコモンズ投信株式会社は、自己が発行したザ・2020ビジョンの受益権を自ら募集する販売会社としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案を採用すること、また、ファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」のに記載の内容について、主要内容を要約し、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に信託約款を記載します。
- (5) 目論見書等に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (6) 目論見書に以下の趣旨の文章を記載することがあります。
 - ・投資信託は預貯金と異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
 - ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額が変動します。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
 - ・当ファンドは、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- (7) 目論見書に「当ファンドをお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするもの」として以下の内容を記載することがあります。
 - ・お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みいただきたい旨を記載した内容。
 - ・投資信託の財産は受託銀行において信託法に基づき分別管理されている旨を記載した内容。
 - ・請求目論見書は請求いただければ販売会社を通じて交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記載をご自身で記録しておくべきである旨の内容。
- (8) 当ファンドにおいて、投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (9) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月14日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鴛海 量明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。